

第765回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和2年8月11日 午後 13時30分
2. 閉会の日時 令和2年8月11日 午後 14時30分
3. 開催の場所 三沢市役所 本館4階 大会議室

4. 出席した委員の番号及び氏名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1 立崎 京子 | 3 一戸 実 | 4 古田 武信 |
| 5 千葉 準一 | 6 新堂 政登 | 7 北澤 邦彦 |
| 8 中村 均 | 9 宮古 久光 | 10 門上 牧夫 |
| 11 川嶋 敏明 | 12 種市 廣 | 13 浦田 秀人 |
| 14 月館 啓三 | 15 葛巻 広行 | 16 赤沼 成人 |
| 17 月館 操 | 18 沼山 英明 | 19 駒澤 一広 |

5. 欠席した委員の番号及び氏名

- | | |
|----------|----------|
| 2 佐々木 和枝 | 20 田面木 優 |
|----------|----------|

6. 会議の事務に従事した職員の職氏名

- 参 与・・・局長 立崎 裕輔
- 次 長 蛭名 剛
- 係 長 小比類巻 浩
- 主 事 阿部 有里子
- 会議書記・・・主 事 織笠 康平

7. 議 案

- 議案第1号 農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第5号 農地の利用状況調査に基づく農地・

議事の概要

事務局 ただ今より、令和2年7月31日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第765回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は13名で、1名の欠席となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条の定足数には達しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。なお、欠席となるのは、佐々木 和枝 委員でございます。また、推進委員につきましては、5名の出席で、田面木 優 推進委員が欠席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、新堂会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 委員の皆様には御多忙のところ、第765回総会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。そして、去る7月20日の第24回三沢市農業委員会委員任命辞令交付式後に開催されました、第764回総会前段の組織会におきまして、改めて会長としてご推挙いただいたことにつきまして、この場をお借りして厚くお礼申し上げますとともに、職務代理者ともども誠心誠意、職責を全うして参りますので、なにとぞご支援のほどお願い申し上げます。さらにその総会において、2期目を迎える農地利用最適化推進委員委嘱の承認をいただいたことから、去る7月22日には、三沢市農地利用最適化推進委員委嘱状交付式を執り行いまして、推進委員の皆様も含め新たなスタートを切ることとなったところがあります。本日は、3年間の任期最初の農地法関連議案審議となりますことから、改めて農業者の代表としての責務を担っていく思いを共有しながら御審議いただきまして、農業委員会活動をとおして本市農業のさらなる発展につなげて参りたいと思っておりますので、なにとぞご協力のほど、よろしくようお願い申し上げます。簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。

事務局 ありがとうございました。それでは三沢市農業委員会会議規則第5条に規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は新堂会長をお願いいたします。

会 長 それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め
2番 立崎 京子 委員 ・ 4番 川嶋 敏明 委員
を指名いたします。
参与・書記には、参事兼事務局長ほか職員を任命いたします。
次に会期の決定を行います。
お諮りいたします。総会の会期は本日一日限りとすることに、
ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。
議案審議に入る前に、報告事項がありますので参事兼事務局長から報告
願います。

局 長 それでは、2ページをお開き願います。

報告第1号のうち、初めに7月11日から8月11日までに行いました
主な業務についてご報告いたします。

7月20日に、第764回総会及びその前段に組織会を開催しております。

7月22日に、農地利用最適化推進委員委嘱状交付式を開催しております。

7月29日に、令和2年度上十三地区農業委員会連絡協議会臨時総会が
十和田市で開催され、会長及び私が出席しております。

7月31日に、青森県農業会議第52回常設審議委員会が青森市で開催
され、事務局から次長及び係長が出席しております。

8月5日に、第765回総会の議案検討会を開催しております。

8月11日に、第765回総会を開催しております。

次に、7月の事務処理状況についてご報告いたします。

3条、権利の移転につきましては、市の関係が1件で12,665平米でした。

3条の3第1項、相続の届出は3件で、30,764平米でした。
転用につきましては、4条の案件が1件の945平米で、
5条の案件が1件の4,371平米でした。

貸借の解約、特定農地貸付は、案件がありませんでした。
以上、ここまでの合計は6件で、48,745平米となっております。

次に、あっせん委員会は、案件がありませんでした。

利用権設定等促進事業の利用権設定が1件で、田が5,965平米、
所有権移転が1件で、田が8,983平米でした。

農地中間管理事業につきましては、案件がありませんでした。
適格者等証明は1件で、現地調査、非農地証明につきましては、案件が
ありませんでした。

続きまして、8月12日から9月10日までの主な業務計画についてご
説明いたします。

8月31日に、青森市で開催予定の青森県農業会議第53回常設審議委
員会に、事務局から次長の出席を予定しております。

9月7日に、第766回総会の議案検討会を予定しております。

9月10日に、第766回総会を予定しております。

私からの報告は以上でございます。

議 長 それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は三沢市農
業委員会会議規則第9条の規定により、議長の許可を受けてから発言す
ることになっておりますのでご協力願います。

議 長 議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る要請についてを議題とし
ます。事務局より説明願います。

事務局 それでは3ページをお開き願います。

議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る要請について、ご説明いたします。利用権設定の種類等は表のとおりであり、件数は3件です。資料と合わせてご覧ください。

利用権の設定について番号1と2、園沢の田2筆、合計1,949㎡、賃貸借権を10年間の設定です。

場所は三沢小学校から西に約200mです。

現地確認については、浦田委員、北澤委員、赤沼推進委員同行のもと、当該農地を確認済です。

所有権の移転について番号3、淋代平の田2筆、5,445㎡、基盤法の売買による所有権移転です。

価格は10aあたり35万円、総額で190万5,750円になります。場所は住友化学から東に約200mにあります。

現地確認については、浦田委員、北澤委員、赤沼推進委員同行のもと、当該農地を確認済です。以上です。

議長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議長 質疑がないのでご異議なしと認め、議案第1号は、原案どおり三沢市長に対して要請いたします。

議長 次に、議案第2号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。番号1から番号12の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議参与の制限に、3番、月館 啓三 委員 が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは4ページをお開き願います。

議案第2号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。今回は件数が多いため、詳細な説明は省略させていただきます。

番号1から12まで、淋代平、庭構、戸崎、園沢、淋代の田と畑、合計96筆、286,358㎡を賃貸借権設定です。場所については別添地図をご参照ください。現地確認については浦田委員、北澤委員、赤沼推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号、番号1から番号12は、原案のとおり、三沢市長に対し報告いたします。
審議が終了しましたので、3 月 月 館 啓三 委員の出席を認めます。

議 長 続いて、番号13から番号38までの審議に入ります。
事務局より説明願います。

事務局 番号13、淋代平の田、2筆、5,924㎡を賃貸借権設定です。
番号14から38まで、出し手は青森市、八戸市及び三沢市の方で、存続期間については全て10年間の設定です。場所につきましては、別添地図をご覧ください。現地確認については、浦田委員、北澤委員、赤沼推進委員同行のもと、当該農地を確認済みです。以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号番号13から番号38は、原案のとおり、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に、議案第3号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは9ページをお開きください。

議案第3号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてをご説明いたします。案件は1件です。議案第3号、資料①～④と合わせてご覧ください。

番号1、申請人は、三沢市岡三沢二丁目の養豚業を営む法人です。対象となる土地は、字庭構の田、2筆、6, 210㎡です。転用目的は、豚舎1棟の建設で、1, 874㎡の豚舎と碎石舗装の通路を建設します。事業費は、総額で1億5, 500万円、全額自己資金による対応となります。農地区分は農用区域内農地でありますので、農地転用については、原則不許可であります。当該事業計画に伴い、7月21日付けで、三沢市農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更が公告され、用途区分が農地から農業用施設用地へと変更されましたので、それによって、当該農地転用は不許可の例外に該当します。場所は、三沢市役所から北へ約1.8kmに位置し、周辺は農用区域内農地として指定された田(休耕田)が広がる区域であります。申請者は、当該地において養豚業を営む法人であり、昨年、火災により一部の豚舎を焼失したことに伴って、この度その復旧計画の一端として豚舎の新築をするものであります。周辺農地への被害の防除対策として、汚水は既存の複合汚水処理場で処理し排水します。雨水は敷地内で自然浸透します。建物は隣接地から所定の間隔を置いて建築するので、隣接地へ被害を及ぼす恐れはありません。現地確認については、浦田委員・北澤委員・赤沼推進委員同行のもと、7月28日に完了しております。以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響の対策方法の妥当性、及び事業実施の確実性・信用性から、許可相当と判断されます。以上でございます。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号は、委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議 長 次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは10ページをお開きください。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてをご説明いたします。案件は1件です。議案第4号資料①～④と合わせてご覧ください。

番号1、譲受人は、三沢市大字三沢字堀口の不動産業の法人です。譲渡人は、三沢市岡三沢四丁目の農業の方です。対象となる土地は、大字三沢字堀口の田、1筆、計1,634㎡、売買による所有権の移転となります。転用目的は、建築条件付売買予定地で、販売区画6区画の整備です。事業費は、総額で4,800万円、全額自己資金での対応となります。農地区分は、第2種農地であります。三沢市役所から東へ約1.3kmに位置し、堀口中学校と堀口団地に隣接し、住宅密集区域と農用地区域内農地に挟まれた区域であり、申請事業者は、当該地周辺が住宅密集地に近接し、住宅需要が高い区域であることから、宅地分譲（建築条件付売買予定地）を計画したものであります。周辺の第3種農地や農地外からも候補地を検討しており、やむをえないと認められます。汚水排水は下水道に接続して処理し、雨水排水は宅内自然浸透処理します。隣接する農地はなく、周辺農地への支障はありません。以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響の対策方法の妥当性、及び事業実施の確実性・信用性から、許可相当と判断されます。なお、当該案件につきましては、転用目的が建築条件付売買予定地なので、資料④のとおり3要件及び許可に付する2条件があります。以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質疑なし

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は、委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議長 次に、議案第5号、農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは11、12ページをお開きください。

議案第5号、農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてをご説明いたします。案件は19件です。議案第5号資料と合わせてご覧ください。19件全てが通称「オリ」地区にある田で、所在地、地目、面積、農振区分、所有者、及び利用状況調査の結果につきましては、表に記載のとおりです。当該地は、昭和の時代に開拓された場所ではありますが、現在は農業用水の供給も無く、湖に近接することから土壌も悪く、農作物の生育も著しく劣る場所があります。そのため、数十年前から耕作する者もいなくなり、現在は山林・原野化しております。近隣に数件の別荘があることから、一応接続する道路はありますが、狭隘で勾配もきつく、農機具の搬入には危険を伴う状況です。以上のことから、農地としての利用は困難であると認められます。よって当該地は、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地に該当しない、つまり非農地と判定するものであります。なお、現地確認につきましては、浦田委員・北澤委員・赤沼推進委員同行のもと、7月28日に完了しております。以上でございます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり決定し、所有者及び関係機関に対し、通知いたします。

議 長 以上で、全議案の審議は終了となりますが、農地利用最適化推進委員の皆様から、担当区域内における農地等の利用の最適化の推進について、何かご意見ございませんか。

意 見 な し

議 長 特にご意見はないようですので、これを持ちまして、三沢市農業委員会第765回総会を閉会いたします。皆様のご協力、ありがとうございました。

議 案 終 了 後

議 案 終 了 後

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、
三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者

2番 立崎 京子



議事録署名者

4番 川嶋 敏明

